

鳥取県告示第 618 号

平成 19 年鳥取県告示第 410 号（出納長の権限に属する事務の一部の委任について）の一部を次のように改正する。

平成 19 年 7 月 17 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前														
<p>1 委任させた事務及び委任を受けた出納員 次の表の左欄に掲げる事務をそれぞれ同表の右欄に掲げる出納員に委任させる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">委任させた事務</th> <th style="text-align: center;">委任を受けた出納員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">「とっとりの女性史 戦後からの歩み」販売代金の収納事務</td> <td style="vertical-align: top;">鳥取県企画部男女共同参画推進課 課長補佐 吹野 之彦</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	委任させた事務	委任を受けた出納員	「とっとりの女性史 戦後からの歩み」販売代金の収納事務	鳥取県企画部男女共同参画推進課 課長補佐 吹野 之彦	略		<p>1 委任させた事務及び委任を受けた出納員 次の表の左欄に掲げる事務をそれぞれ同表の右欄に掲げる出納員に委任させる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">委任させた事務</th> <th style="text-align: center;">委任を受けた出納員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">「とっとりの女性史 戦後からの歩み」販売代金の収納事務</td> <td style="vertical-align: top;">鳥取県企画部男女共同参画推進課 課長補佐 吹野 之彦</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">鳥取県手数料徴収条例（平成 12 年鳥取県条例第 37 号）第 2 条第 1 項第 308 号から第 311 号までの規定に基づく宅地建物取引主任者の登録等の事務に係る手数料の収納事務</td> <td style="vertical-align: top;">鳥取県生活環境部住宅政策課 課長補佐 稲田 将</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	委任させた事務	委任を受けた出納員	「とっとりの女性史 戦後からの歩み」販売代金の収納事務	鳥取県企画部男女共同参画推進課 課長補佐 吹野 之彦	鳥取県手数料徴収条例（平成 12 年鳥取県条例第 37 号）第 2 条第 1 項第 308 号から第 311 号までの規定に基づく宅地建物取引主任者の登録等の事務に係る手数料の収納事務	鳥取県生活環境部住宅政策課 課長補佐 稲田 将	略	
委任させた事務	委任を受けた出納員														
「とっとりの女性史 戦後からの歩み」販売代金の収納事務	鳥取県企画部男女共同参画推進課 課長補佐 吹野 之彦														
略															
委任させた事務	委任を受けた出納員														
「とっとりの女性史 戦後からの歩み」販売代金の収納事務	鳥取県企画部男女共同参画推進課 課長補佐 吹野 之彦														
鳥取県手数料徴収条例（平成 12 年鳥取県条例第 37 号）第 2 条第 1 項第 308 号から第 311 号までの規定に基づく宅地建物取引主任者の登録等の事務に係る手数料の収納事務	鳥取県生活環境部住宅政策課 課長補佐 稲田 将														
略															